

保全ニュース 九州

第61号 (2020年4月)

今号の内容

- P1 施設管理者のみなさま
- P1 引き継いでますか？
- P1 3つの密
- P2 保全実態調査
- P2 R2説明会・会議見送り
- P3 Q&A (年度初め編)
- P3 定期点検告示の改正
- P4 津波防災診断指針改正

国家機関の建築物等の 施設管理者のみなさんへ

建築物を良好な状態に保つため
「保全」に役立つ「保全ニュース」をお届けします。

新しく「施設管理」のご担当になられた方、はじめまして。
今年度もご担当の方も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本紙は施設管理者（施設保全責任者・保全担当者）向けの情報誌です。

安定した公共サービスの提供のために。安心安全な建物維持を。

建築物の維持管理運営について 引き継いでますか？

初めて施設管理をご担当される方、前任からの引き継ぎ
確認はお済ですか？

人事異動など施設管理者変更時の主な「引き継ぎ事項」を
「保全ニュース九州第53号」のP1でご紹介しています。

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol53.pdf

建物における
急な事故・不具
合、災害対応…
いざというとき、
これまでは？



3つの密 ~ 施設管理者ができること ~

可能なら二方向
の窓開けを！

- 3密の一つ「換気の悪い密閉空間」の対策を前回60号でご紹介しています。

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/news/hozen_vol60.pdf

- 追加情報：(公社)空気調和・衛生工学会，(一社)日本建築学会よりQ&A解説が出されました。

新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関するQ&A

(公社)空気調和・衛生工学会HP

http://www.shasej.org/recommendation/shase_COVID_ventilizationQ&A.pdf



保全実態調査へのご協力をお願いします

保全実態調査は「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条第2項に基づき、全ての国家機関の建築物等を対象に、毎年実施しています。ご担当部署へ令和2年度保全実態調査の依頼文書を郵送済みです。

今年度も調査へのご協力の程、よろしくお願い致します。

ー保全実態調査の回答（入力）方法ー

インターネットで「BIMMS-N（官庁施設情報管理システム）」のサイトにアクセスして頂き、調査様式に入力ををお願いします。

■**入力期間** 下記の入力期間内に入力ををお願いします。

（入力が全て完了したら、報告又は確認ボタンを押して下さい）

【第1グループ】 裁判所，内閣府，法務省，国土交通省，環境省，防衛省
令和2年5月25日（月）～7月31日（金）まで

【第2グループ】 総務省，財務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省
令和2年6月8日（月）～8月14日（金）まで



昨年度の各施設における調査結果については11月末に各ブロック官署へ送付しています。また全体結果（全国版）については今年度資料配付する「国家機関の建築物等の保全の現況（オレンジ色の冊子）」及び国土交通省官庁営繕部HPに掲載しております。

■国家機関の建築物等の保全の現況（令和2年3月）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

令和2年度は

BIMMS-N操作説明会

各地区の保全連絡会議の開催を見送ります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、

① BIMMS-N操作説明会（毎年5～6月）

② 各地区保全連絡会議（毎年6～7月）

については、今年度の開催はありません。※

※代替の対応として以下のとおり資料を郵送致します。

ー資料をご覧いただき、業務にご活用いただけると幸いですー

① BIMMS-N操作説明会の資料 → ブロック官署のご担当者へ郵送。

《今回システムの大きな変更は無し》 上記、保全実態調査の依頼文書に同封済み。

② 各地区保全連絡会議の資料 → 毎年会議のご案内を送付している官署のご担当者様へ郵送(ブロック官署は①に同封)

保全に関する
ご質問、ご相談に
公共建築相談窓口
をご活用頂けます。

連絡先は
本ニュース最終
ページに掲載して
います。

保全担当者からのQ&A — 年度初め編 —

年度初めにお問い合わせが多い事項をまとめました。

Q 1 : 保全業務の労務単価を教えてください。

A 1 : 国土交通省のホームページに掲載しています。

■建築保全業務労務単価

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html

Q 2 : B I M M S - NのIDがわからない。

(B I M M S - N : 官庁施設情報管理システム)

A 2 : ID,パスワードは各省庁にて付与、管理されています。

パスワードは各省各庁の施設保全責任者又は各省管理者のもとで管理して頂いていますので、パスワードが不明な場合は所轄の施設保全責任者等もしくは前任者にご確認をお願いします。

ID, パスワードは保全実態調査の入力期間前（5月末）までに今一度ご確認を！



国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の 定期点検告示（1351号）の一部が改正されました

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則に基づく「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第513号）」が令和2年4月1日に公布済みです。公布の日から施行しています。今回の改正は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第181号）の施行に伴い、適用条項を改正する他、所要の改正を行ったものです。

具体には…上記改正に伴い「（に）判断基準」に避難安全性能が追記、また建基法施行令の条項が変更となった箇所がありますが、**既存施設に現在ある建築設備においては点検項目、事項、方法、判断基準には変更はありません。**

【保全の現況】記載の読み替えをお願い致します。

「保全の現況（オレンジ色の冊子）※」内に告示の**抜粋**が掲載されています。

本改正に基づく、読み替えは以下です。※地区連絡会議資料として今年度は郵送（本ニュースP2）

関係法令P関12

別表第三 非常用の照明装置（抄）、（二）配線、（に）判断基準

「建築基準法施行令第百十二条**第十九項**の規定に…」 → 「**第二十項**」（条項の変更）

令和2年3月31日改定

官庁施設の津波防災診断指針

津波防災診断は、津波に対する既存官庁施設（事務庁舎等）の機能の確保状況を確認することを目的に、施設管理者等が行う津波防災に係る「概略診断」について標準的な方法を定めたものです。

施設管理者のみなさんが、概略診断を行いやすいように、また施設の「機能確保の状況」を確認し、津波防災に備え、運用しやすくなるよう所要の改定を実施しました。ご質問等は公共建築相談窓口をご利用下さい。

国交省 官庁営繕 HP http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tsunami_shishin.html

《BIMMS-Nで報告をお願いします》

毎年BIMMS-Nで「津波防災診断の実施状況」のご報告をお願いしています。
(本ニュースP2掲載の保全実態調査にご協力下さい。宿舎、基礎情報のみ調査の施設は対象外項目)

Q：「津波による浸水が想定される区域」の確認方法は？

指針の適用範囲は「津波による浸水が想定される区域」に立地する官庁施設です。

この「津波による浸水が想定される区域」とは津波防災地域づくり法第53条に定める津波災害警戒区域に指定された区域を想定しており、令和2年4月1日現在、九州地方整備局管内で指定されているのは福岡県と長崎県です。

津波災害警戒区域が指定されていない場合でも、津波防災地域づくり法第8条に基づき公表された津波浸水想定区域（九州地方整備局管内では全県が設定済み）、都道府県等が作成した既存のハザードマップ（津波防災地域づくり法に基づかないもの）等で仮診断を行う対応も考えられます。「いつ起こるかわからない津波災害への備え」として、まずは管理されている施設が区域に該当するのか、ご確認ください。

■津波災害警戒区域、津波浸水想定区域の指定状況は以下URLで確認可能です。

津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況（R2年4月1日現在）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001339091.pdf>

（国土交通省HP内、津波防災地域づくりに関する法律について）

■津波浸水想定区域、想定される浸水深は都道府県等HP等でご確認下さい。

なお、国土交通省HPでも確認可能です。（国土交通省 国土地理院HP）

ハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」 <https://disaportal.gsi.go.jp/>

■公共建築相談窓口

《総合相談》

営繕部計画課TEL 092-476-3535

《福岡・佐賀・長崎県の保全担当》

営繕部保全指導・監督室TEL 092-476-3539

《熊本・大分県の保全担当》

熊本営繕事務所技術課TEL 096-355-6122

〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《宮崎・鹿児島県の保全担当》

鹿児島営繕事務所技術課TEL 099-222-5188

〒892-0812 鹿児島市浜町2-5-1

■編集事務局

九州地方整備局 営繕部 調整課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールアドレス：gsl-tatemono-hozen@mlit.go.jp